

地方独立行政法人制度の概要

- 1 「地方独立行政法人制度」とは

平成16年4月の地方独立行政法人法の施行により創設された制度です。

公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、民間に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものについて、県が、県とは別の法人格を持つ法人（地方独立行政法人）を設立し、この法人において効率的・効果的に実施させることを目的とするものです。
- 2 県との関わりについて
 - (1) 法人の設立

地方独立行政法人は、県が県議会の議決を経て定款を定め、総務大臣の認可を受けて設立します。また、法人を設立するために必要な資本は、県が全額出資することとされています。
 - (2) 不採算医療の提供に要する経費等の負担

現在、へき地医療、周産期医療、（精神科）救急医療等の不採算医療に要する経費などは、地方公営企業法に基づき、県が負担していますが、同様の仕組みは地方独立行政法人法にも設けられています。
 - (3) 計画的な業務の遂行と事後の評価制度
 - ・ 知事は、県議会の議決を経て、3～5年間の期間を定め、政策医療の実施や経営基盤の強化など法人が達成すべき業務運営の目標（「中期目標」）を定め、法人に指示します。
 - ・ 法人は、この中期目標に基づいて3～5年間を対象とする「中期計画」及び毎年度の「年度計画」を作成し、これらに基づいて計画的に業務を遂行します。
 - ・ 各事業年度の終了時及び中期目標期間の終了時には、法人における業務の実績や中期目標の達成状況について、県が設置した評価委員会が評価を行います。

